

入札公告

令和5年3月9日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井一實

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 複写サービス (カラー複合機)
- (2) 入札執行課・契約担当課
〒736-8501
広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所市民部区政調整課
電話 082-821-4903 (直通)
- (3) 数量 モノクロ 予定数量 11,000 枚/月
カラー 予定数量 17,000 枚/月
- (4) 規格等 仕様書による。
- (5) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の日の1箇月前までに本市から何ら意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、以後この例によるが、令和10年3月31日以降は更新しないものとする。
- (6) 納入場所 仕様書による。
- (7) 入札方式 開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「令和5・6・7年 物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務の提供」の「物品の売買」の登録種目「02-02 事務用機器」、「物品の借入れ」の登録種目「20-02 コンピュータ機器以外の機械器具」及び「役務の提供」の登録種目「30-08 機械器具 (建物附属設備、機械設備を除く。)の保守点検」に登録している者であること。
- (3) 公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 広島市内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。
- (5) 次に掲げる書類を提出期限までに提出できる者であること。
一般競争入札参加資格確認申請書

3 開札日時、場所等

- (1) 日時 令和5年3月22日(水) 午前10時00分
- (2) 場所 広島市安芸区役所3階 入札室
- (3) 入札書の提出期限
令和5年3月20日(月) 午後5時00分
- (4) 入札書の提出方法

ア 入札書は下記3（9）より入手した本市指定の書式で提出すること。

イ 入札書を直接提出する場合は、入札書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和5年3月22日（開札）「複写サービス（カラー複合機）」に係る入札書（第1回）在中」の旨を記載し、入札執行課・契約担当課（前記1（2））に入札書の提出期限（前記3（3））までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書を準備しておくこと。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書を同封して提出すること。（別添「入札書等の提出（持参）方法」参照）

ウ 入札書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書を作成し、3通それぞれ封筒に入れて封印し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和5年3月22日（開札）「複写サービス（カラー複合機）」に係る入札書（第〇回）在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和5年3月22日開札「複写サービス（カラー複合機）」に係る入札書在中」と朱書し、親展により入札執行課・契約担当課（前記1（2））あて入札書の提出期限（前記3（3））までに必着させなければならない。（別添「入札書の提出（郵送）方法」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札書の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

（5）代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、指定書式による委任状を入札時まで提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

（6）入札方法

ア 入札金額は、モノクロ及びカラーのそれぞれについて前記1（3）の予定数量に対する契約希望単価、金額（単価×予定数量）を記載し、あわせて月間予定総額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、変更契約を締結する。）

（7）入札回数

入札回数は、3回限りとする。

（8）開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は1者につき1名とする。）入札者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札金額のすべての単価が、広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

ウ 開札の結果、落札候補者となるべき価格の入札をした者が2者以上ある場合には、直ちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

エ 開札をした場合において、すべての単価について予定価格の範囲内の価格で入札書を提出した者がい

ないときは、直ちに、再度入札又は再々度入札を行う。この場合、初回入札又は再度入札に参加しなかった者は、再度入札又は再々度入札に参加することができない。

(9) 入札書、仕様書等の入手方法（公告日からダウンロード）

広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札・発注情報」→「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積り情報」→「令和5年度 案件（市長部局）」の「令和5年度 方式・案件名」からダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和5年3月20日（月）午後5時までの土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く毎日午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

〒736-8501

広島市安芸区船越南三丁目4番36号

広島市安芸区役所農林建設部維持管理課（安芸区役所4階）

電話 082-821-4921（直通）

4 仕様書に関する質問

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり、書面（指定書式）により提出すること。

ア 提出期間

入札公告の日から、令和5年3月16日（木）までとする。

イ 提出場所及び問合せ先

前記3（9）イ

ウ 提出方法

質疑書は、郵送又は持参すること。

(2) 前記（1）の質問に対する回答は、令和5年3月17日（金）午前8時30分から令和5年3月20日（月）午後5時まで次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

ア ダウンロードによる方法

広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札・発注情報」→「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積り情報」→「令和5年度 案件（市長部局）」の「令和5年度 方式・案件名」に掲載される。

イ 前記アにより難しい場合の閲覧場所

前記3（9）イに同じ。

5 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者となった者は、前記2（5）に掲げる書類（以下「資格確認申請書」という。）を持参により提出するものとする。

(1) 入手方法

ア ダウンロードによる方法

広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) の総合トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札・発注情報」→「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積り情報」→「令和5年度 案件（市長部局）」の「令和5年度 方式・案件名」からダウンロードできる。

イ 前記アにより難しい場合の交付場所

前記3（9）イに同じ。

- (2) 提出先 前記3 (9) イに同じ。
- (3) 提出部数 1部とする。
- (4) 提出期限 開札日の午後5時00分まで
なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。
- (5) その他 入札参加者は、資格確認申請書を前記(4)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。
 - ア 提出書類は、提出者において作成する。
 - イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ウ いったん受領した書類は、返却しない。
 - エ 原則として、いったん受領した書類の差替え及び再提出は認めない。
 - オ 入札者が自己に有利となることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、評価の対象としない。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書により確認する。ただし、開札日以降、落札者の決定日までの期間に前記2(2)の本市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

前記6により一般競争入札参加資格を有すると認識され、本件公告に示した複写サービス(カラー複合機)を提供できると本市が判断した場合は、落札候補者を落札者として決定する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、競争入札参加資格を取り消す(最長3年間)。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額(5%)の損害賠償金を請求する。

(2) 入札の中止等

入札参加者の行為等により入札の公正性に疑義が生じたときは入札を中止することがある。

(3) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他広島市契約規則第8条に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までにモノクロ、カラーの各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額である月間予定総額に12ヶ月を乗じて得た年間予定総額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。また、契約期間を更新する場合は、更新後の契約期間開始日の前日までに、モノクロ、カラーの各単価に予定数量を乗じて得た月間予定総額に12ヶ月を乗じて得た年間予定総額の100分の10以上に契約保証金の既納額が満たない場合は、不足分の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、規則第31条第3号に該当する場合又は保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結して、広島市に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、詳細については契約書(案)による。

(5) 契約書については次のとおりとする

ア 契約の相手方が決定したときは、本市が定めた日までに契約書の取り交わしをするものとする。

- イ 落札者が前記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。
- エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約用紙は本市が交付する。
- オ 本契約は、本市が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

(6) 本件調達は、本件調達に係る予算の成立を条件とする。

(7) この入札に関する資料等（入札関係資料等）は、次のとおり、広島市ホームページに掲載する。

広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) の総合トップページの「事業者向け情報」

→ 「入札・契約情報」 → 「入札・発注情報」 → 「調達情報公開システムに掲載されない入札・見積り情報」

→ 「令和5年度 案件（市長部局）」の「令和5年度 方式・案件名」からダウンロードできる。